平成２４年（フ）第４６５号
神戸市須磨区戸政町２丁目１番６号　グランドーレ東須磨502号
債務者　鈴木　貴雄
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５０８号
神戸市垂水区清水が丘３丁目６番21―505号、従前の住所神戸市西区井吹台西町１丁目４番地
債務者　松谷　喜弘
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３９号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地64棟509号
債務者　佐々木信吾
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８５号
兵庫県尼崎市長洲本通１丁目７番６―206号
債務者　川畑　祐**隆**
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３８６号
兵庫県尼崎市**塚**口町６丁目６番地の６
債務者　松平　　貴
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３９３号
兵庫県尼崎市武庫之荘５丁目36番38―505号
債務者　小和田　央
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３６７号
広島市安佐南区沼田町大字伴7643番地７
債務者　**鍬**本　　浩
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５３８号
広島市中区西白島町27番２―203号
債務者　小畠　貴浩
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５６５号
広島県安芸郡府中町鹿籠１丁目７番25―603号　鹿籠マンション
債務者　森山　圭子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５８２号
広島市西区草津南１丁目12番18―504号
債務者　横矢　勇二
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９２号
山口市大内御堀3527番地55、前住所山口市大内矢田627番地４　水津アパート201号
債務者　阿武　正文
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８１号
福岡県飯塚市中1224番地
債務者　片見　友映
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第２３０号
大分市南春日町10組―７　コーポ三田303号、外国人登録原票記載事項証明書上住所大分市大字奥田462番地の６　明磧町10組の１
債務者　南こと　鄭　　善美
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２３６号
大分県別府市大字亀川1839番地の２　県営上平田住宅２Ａ―１―32号
債務者　山本　勇一
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２３７号
大分県別府市大字亀川1839番地の２　県営上平田住宅２Ａ―１―32号
債務者　山本　智恵
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７５号
北海道小樽市桜４丁目７番21号、前住所北海道小樽市幸２丁目８番15号
債務者　若狭　政康
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第８９号
北海道小樽市緑３丁目５番１号　ルームアムクレスト１階101号室、前住所北海道石狩市花川北２条４丁目216番地
債務者　松原　俊生
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部